

川辺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例を定める規則をここに
公布する。

令和8年9月17日

川辺町長 木下 宙

川辺町規則第 24 号

川辺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川辺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年川辺町規則第 9 号。以下「規則」という。)第 14 条に規定する特別休暇について特例を定めるものとする。

(特別休暇)

第 2 条 会計年度任用職員(6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。))に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇の期間は、規則別表第 3 中「6 月から 10 月」を「6 月から 11 月」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和 8 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。